

第三次東御市合理化事業計画（素案）

1 計画策定の目的

下水道の普及によりし尿、浄化槽汚泥及び家庭雑排水汚泥処理業務等（以下「一般廃棄物処理業務等」という。）は大きな影響を受け、その業務に携わる業者の経営は業種転換などの努力が必要であるが、長期低迷化する経済状況も加わり、厳しい状況が続いている。

本市は、当該業者に対し「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業務等の合理化に関する特別措置法」に基づき平成 17 年に策定した合理化事業計画に引き続き、平成 27 年 4 月 1 日から第二次東御市合理化事業計画を策定した。

将来にわたり、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を確保するとともに、支援策を講じることにより、影響の緩和及び経営の安定性を保持することを目的として、引き続き令和 7 年 4 月 1 日から 10 年間を期間の対象として、本計画を策定するものである。

2 東御市の状況

本市は、長野県の東部に位置し、首都東京より約 150km の圏域にあり、市域は東西 14.7km、南北 16.5km、総面積 112.37 ㎡である。

北には上信越高原国立公園の浅間連峰の三方ヶ峰、湯ノ丸山、烏帽子岳の連山、南には八ヶ岳中信高原国定公園に位置する蓼科山を見ることができる。

気候は、四季を通じて日照時間が長く、降水量が少ない内陸性気候で、季節感のある自然が豊かな暮らしやすい地域で、年間降水量が 900mm 前後と寡雨地帯となっている。

3 一般廃棄物処理業務等の沿革及び状況

合併前の旧東部町、旧北御牧村の両町村ともに、昭和 20 年代に近郊農家のし尿需要の減少に伴いし尿処理業者は、「清掃法」の制定により、許可制となり現在に至る。

本市における人口は令和 6 年 3 月 31 日現在 29,149 人、世帯数 12,525 戸で、令和 5 年度末のし尿処理量は 2,119kl、浄化槽汚泥処理量は 3,178kl あり、し尿・浄化槽汚泥収集運搬処理許可業者は、別表 1 のとおりである。

4 下水道整備等の状況

本市の水洗化率は令和 5 年度末で 95.05%である。また、普及率は 99.9%である。

5 し尿量の見通し

本市の下水道への繋ぎ込みの普及により令和元年度のし尿要処理量 2,451kl をピークに減少に転じ、その後も年々減少を続け、令和 5 年度のし尿要処理量は 2,119kl と約 13%減少している。

これに伴い、収集運搬、処理体制の適正化が求められ、さらなる業務の合理化を余儀なくされる事が予想される。

6 合理化事業の内容等

(1) 対象

別表 1 の 4 業者とする。

なお、し尿収集処理、浄化槽汚泥収集処理以外の業務については、第二次東御市合理化事業計画で実施してきたとおりとする。

また、有限会社望月広衛社については、川西保健衛生施設組合の構成市町による合意形成に基づく対象業者とする。

(2) 実施方法

ア 市は、別表 2 による代替業務を斡旋し、業者の経営の健全化を支援する。

イ 業者は、経営の合理化（業種転換を含む）を推進する。

ウ 委託料の決定については、従前どおり関係業者からの見積り合わせによる。

(3) 営業の範囲

ア 営業の範囲については、別表 1 のとおりとする。但し、本計画より前に請負った業務についてはこの限りではないが、本計画期間中早期に別表 1 の範囲となるよう、業者間で協議し業務を移行するものとする。

イ 災害時等緊急を要した場合は、市と営業範囲の協議を行うものとする。

7 本計画実施期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までとする。

8 本計画の見直し、変更・中止等

公共下水道等の整備普及状況およびし尿等の処理状況の変動に応じて、本計画実施から 5 年経過後に見直しを行う。

また、社会情勢等により本計画の履行が困難となったときは、関係者と協議のうえ本計画を変更または中止する場合がある。

令和 7 年 3 月

東 御 市

別表1

許可業者名簿

社 名	代 表 者 名	住 所	電話番号	備 考
内山清掃社	代表 内山 康雄	東御市和236番地6	0268-35-2568	東部地区区域のみ
有限会社 吉川商事	代表取締役 成山 喜枝	東御市田中330番地2	0268-62-0009	東部地区区域のみ
株式会社 東御クリーンサービス	代表 懸川 匡也	東御市常田459番地1	0268-62-0541	東部地区区域のみ
有限会社 望月広衛社	代表取締役 森下 聖	佐久市望月979番地1	0267-53-4870	北御牧地区区域のみ

※表の内容については、6の(3)ア、イのとおりとする。

1 一般廃棄物収集運搬業務委託(東部地区) ① 可燃ごみ、飲食用ビン収集運搬 ② 生ごみ収集運搬
2 下水道等汚泥の収集運搬業務委託 ① 川久保浄化センター汚泥運搬 ② コミュニティプラント・大型合併浄化槽汚泥運搬 ③ 農業集落排水処理施設汚泥運搬 ④ 東部浄化センター脱水ケーキ運搬
3 下水道等施設の維持管理業務委託 ① 旧農業集落排水処理施設管理 ② 東部地区マンホールポンプ場維持管理 ③ 特定環境保全公共下水道施設維持管理 ④ 農業集落排水処理施設維持管理 ⑤ コミプラ寺坂維持管理

※業務委託の内容が変更となる場合があります。